

地元自治体の意見を無視！！

「地下水くみあげ工事」の強行実施！

JR東海会社と摂津市の間で対立している鳥飼車両基地内での地下水くみ上げ問題について、地本は9月24日、「申13号」（裏面掲載）で申し入れを行いました。地本の申し入れに対して会社は、27日、「地下水のくみ上げ工事は大阪府へ申請していた井戸掘削の申請が受理された。9月30日から工事を開始する。工事場所は交検庫東側、駐車場が含まれる」ということを明らかにしました。会社は摂津市と意見が対立したまま地下水くみ上げ工事を強行実施します。

摂津市は仮処分申請の申し立て！

工事計画に反対している摂津市は、「井戸を掘削すれば地盤沈下起きるおそれがありJR側と締結している協定に違反する」として、29日に井戸掘削と地下水採取の禁止を求める仮処分申請を大阪地方裁判所に起こしました。

地下水くみ上げに対する会社の主張は、「茨木市域（車両基地の5%）での掘削なので摂津市の行政上の管理区域を越えている。協定の適用は受けない」「環境への配慮を十分に行いながら計画を進めていく考えで完成後は、地震などで周辺の人が生活用水に困ったときにも協力していきたい」「井戸を2本掘り、1日750トンを取水。断水の恐れがある上水道の9割を災害に強い井戸水に切り換える」と言っています。

一方、摂津市側の主張は、「過去に地盤沈下が発生しており再発した場合には損害を後から回復することは極めて困難である」「協定はJR東海関西支社という事業所として締結しているので、車両基地全体が対象になる」「水脈は地下でつながっている。JR東海のやり方は脱法的だ」というように真っ向から対立しています。

JR東海会社の強硬姿勢は、リニア建設（大井川の水涸れ問題や残土処理の問題を置き去りにしたまま強行）や、「会社が決めたことだから従いなさい」という職場内での社員への対応とまったく一緒です。強行実施をして何かあってからでは遅いのです。安全安心のためにはしっかりと協議していくことが必要です。みなさんどう思いますか？

J R 東海労働組合関西地「申」第 1 3 号

2 0 1 4 年 9 月 2 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「鳥飼車両基地における井戸掘削計画」に関する申し入れ

9月11日付けの新聞報道によると9月10日鳥飼車両基地における井戸掘削計画について、大阪府へ工業用水法に基づく事前協議書を提出したとのことである。しかし、地下水のくみ上げは過去に基地周辺及び基地内において地盤沈下が発生した結果、1977年に摂津市と「環境保全協定書」が締結され、地下水のくみ上げは中止されていた経緯がある。摂津市は、「協定違反」であり訴訟も検討するとの報道がなされている。

今回、「茨木市区域で掘削するから摂津市との協定は適用されない」との会社の見解であるが、摂津市との協定が一方的に無視されている。また、鳥飼車両基地内において掘削作業が始まれば周辺で働く関係社員にも安全上問題があると考ええる。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 鳥飼車両基地における地下水採取用の井戸掘削の計画を全て明らかにすること。
2. 会社は摂津市と1977年に「環境保全協定書」を締結し、1999年に更新しているが、協定内容など詳細を全て明らかにすること。
3. 摂津市と「環境保全協定書」を締結しているにも関わらず、掘削する計画に至った理由を明らかにすること。
4. 茨木市区域において掘削する計画であるが、鳥飼車両基地内での掘削工事箇所などの詳細を明らかにすること。
5. 過去に地下水をくみ上げた結果、基地周辺及び基地内において地盤沈下が発生した経緯と会社の見解を明らかにすること。
6. 摂津市と茨木市の区域に関わらず、地下水の水脈はつながっていると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
7. 摂津市との協定があるにも関わらず、地域住民に一切説明もなく計画されたことは地域密着・住民を無視した計画であると考ええる。会社の考えを明らかにすること。
8. 摂津市は「協定違反」との主張をしているが、摂津市からの申し入れ内容や苦情など、地元自治体との関係について経過と会社の見解を明らかにすること。
9. 鳥飼車両基地の周辺での工事となると、基地内で従事する関係社員等の安全に影響がある。関係社員の安全を図るために、掘削計画を社員に明らかにすること。

以上